

令和6年度 入札参加資格審査申請要領 【市内:物品(食材)】

<資格要件>

宍粟市内に本店、支店等がある者で、次の(1)～(2)に定める者

- (1) 営業に関して、法令等により許可、認可、免許、届出等を義務づけられているときは、その許認可等を受けていること。
- (2) 国税及び地方税、及び宍粟市に納入義務があるものに滞納が無いこと。

- 1. 登録区分** 市内業者：物品(食材)
※ 学校園(保育所含む)及び病院等の給食食材が対象です。
① 法人にあつては、本店又は契約委任を受けた支店等の所在地が宍粟市内である者
② 個人にあつては、本店の所在地が宍粟市内である者。
- 2. 登録業種** 登録区分及び営業許可一覧表(様式2)に記載する食材
※ 学校園(保育所含む)及び病院等の給食食材が対象です。
※ 登録品目数に制限はありません。
- 3. 申請期間** 随時受付 ※土日祝日を除く
窓口での受付時間 ・午前の受付 9時00分～11時30分
・午後の受付 1時30分～4時30分
- 4. 提出先** 宍粟市 総務部 財務課 入札検査係 (市役所3階 窓口 33)
〒671-2593
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
- 5. 有効期間** 受付日 から 令和7年3月31日 まで
- 6. 提出書類** 別紙「提出書類一覧」を確認の上、必要書類を提出してください。
- 7. 提出部数** 1部
- 8. 提出方法** 郵送 又は 持参
※ A4サイズで作成し、左上クリップ留めしてください。
※ 郵送の場合は、封筒に「入札参加資格申請書在中」と記載してください。
- 9. 問合せ先** 宍粟市 総務部 財務課 (TEL:0790-63-3125 ダイヤルイン)
メールアドレス: keiyakukanri-kk@city.shiso.lg.jp
- 10. その他**
 - (1) 申請資格要件に該当しないと判明した場合又は虚偽の事項を記載した場合、並びに入札参加資格審査申請書の誓約に反した場合は、参加資格を取り消す等の措置を行うことがあります。
 - (2) 申請書の審査段階で補正指示がある場合は、速やかに補正や不足書類の提出等を行ってください。補正や不足書類の提出がなかった場合は受付を取り消すことがあります。
 - (3) 業務に関し、宍粟市指名停止基準の措置要件に該当することとなった場合は、直ちに届け出てください。
 - (4) 申請事項に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。
 - (5) 宍粟市暴力団排除推進条例に基づき、契約にあたっては暴力団排除に係る誓約書等の提出、及び警察署への照会を行うことについて承諾していただきます。

提出書類一覧【市内:物品(食材)】

☆ 提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは所定の様式で提出してください。

No.	提出書類名	内 容 ・ 説 明
1	入札参加資格審査申請書	様式1
2	登録区分及び営業許可一覧表	様式2 ※許認可が必要なものについては許可証等の写しを添付すること
3	登記事項証明書(写し可) 身分証明書(写し可)	申請者が法人である場合は提出すること。 ※ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(変更届においては履歴事項全部証明書に限る。) 申請者が個人である場合は提出すること。 身分証明書は、申請者の本籍地がある市区町村の戸籍担当窓口で発行されます。
4	市税及び国民健康保険税の完納証明書(写し可) ※ 宍粟市に納税義務があるもの ※ 税務課等に納税義務の有無を照会する場合があります。	・ 市税及び国民健康保険税(宍粟市に納税義務があるもの)の、完納証明書を提出すること。 ・ ただし、法人の場合は、 法人及び代表者 の納税義務があるものを提出すること。 ※申請は、 市役所税務課または各市民局まちづくり推進課 になります。 ※初めて宍粟市に登録を申請する法人は、法人設立届の写し又は法人市民税の申告書の写しを提出すること。(いずれも宍粟市の受付印のあるもの)
5	各種 収納済証明書(写し可) ※ 宍粟市に納入義務があるもの ※ 各担当課に納入義務の有無を照会する場合があります。 ※納入期限が申請日前々月末までのものが対象になります。(例: R6年2月1日に申請の場合、R5年12月末までが対象)	・ 宍粟市に納入義務があるものについて収納済証明書を提出すること。 ・ ただし、法人の場合は、 法人及び代表者 の納入義務があるものを提出すること。 ※申請は、 市役所または各市民局の各担当課 になります。 (例) ・ 貸付資金 ・ 住宅使用料 ・ 水道使用料 ・ 下水道使用料 ・ 上下水道分担金 ・ 保育料 ・ 介護保険料 ・ 後期高齢者医療保険料 など、宍粟市へ納付しているものが対象になります。
6	受付票 (必要な場合のみ)	受付票が必要な場合は、次の①又は②を提出してください。 受付印押印の上返送します。 ① 受付票(任意様式可)及び返送用封筒(切手貼付、返信先記入) ② 返信用はがき(裏面に受付印を押印します) ※ 切手がない場合及び不足する場合は返信できません。

※ 一般競争入札に参加を希望しない場合は、提出書類4、5を省略することができます。

※ 3の証明書については、**発行日から受付到着日まで3か月以内のもの**に限ります。ただし、申請書類の受付到着日前に期限が到来した場合には再取得が必要です。例: 受付到着日: 7月15日 ⇒ 3か月前: 4月16日

※ 宍粟市が発行する各種証明書の申請に際しては、窓口へ来られた方の「本人確認」を行います。個人情報保護と不正行為防止を図るため、ご協力をお願いします。

① 本人確認を求める申請事項

- ・ 申請者が個人である場合の身分証明書の申請
- ・ 市税及び国民健康保険税の完納証明書の申請
- ・ 各種収納済証明書の申請

② 本人確認の方法

- ・ 官公庁が発行した顔写真付きの証明書による確認
(例) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
- ・ 顔写真付き証明書をお持ちでない場合は、本人確認できる資料2種類による確認
(例) 健康保険等の被保険者証、医療受給者証、年金手帳、各種年金証書、病院の診察券、納税通知書等

③ 法人に係る各種証明書の申請には、**法人の印鑑**が必要になります。

④ 各種証明書の申請時に、本人以外の場合は委任状が必要になります。

令和6年度 入札参加資格審査申請書
【市内:物品(食材)】

令和 年 月 日

宍粟市長様

宍粟市が発注する物品(食材)に係る入札参加資格(納入業者登録)審査について、別添書類を添えて申請します。
なお、申請にあたり下記事項について誓約します。

- 1) この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないこと
- 2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- 3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- 4) 国税及び地方税、及び宍粟市に納入義務があるものに滞納が無いこと

申請者

(本店) 所在地又は住所	〒		契約委任の有無
(フリガナ) 商号又は名称			有・無
(フリガナ) 代表者職氏名			印
			※①申請者(実印) ※契約委任なしの場合申請者の使用印鑑
電話及びFAX番号	TEL	FAX	
Eメールアドレス	@		
書類作成者氏名	氏名	連絡先	

※契約締結権限等を受任者に委任する場合は下記に記入のこと。

委任状	
私(申請者)は下記の者を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 入札及び見積に関する件 2. 契約の締結に関する件 3. 保証金の納付及び還付金の受領に関する件 	<ul style="list-style-type: none"> 4. 契約代金及び前払金の請求及び受領に関する件 5. その他契約に関する件 6. 復代理人選任及び解任に関する件
印	
※①申請者(委任者:実印)	

受任者(契約先)	(支店等) 所在地 又は住所	〒	受任者 印
	フリガナ 商号 又は名称		
	代表者 職氏名	役職 氏名(フリガナ)	
	電話番号	FAX番号	
			印
			※②受任者の使用印鑑

適格請求書発行事業者(インボイス)	登録番号:	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------------	-------	---

※一般競争入札への参加について	<input type="checkbox"/> 有	「有」の場合は、提出書類1~5を提出すること
	<input type="checkbox"/> 無	「無」の場合は、提出書類4、5を省略することができます

登録を希望する業種区分(該当に○) ※様式2に詳細な品目を記入すること。

○ 欄	区分	○ 欄	区分	○ 欄	区分	○ 欄	区分	○ 欄	区分
A	野菜・果物類	B	魚介類	C	精肉・卵	D	大豆製品	E	きのこ・海藻類
F	乾物・穀物類	G	加工食品	H	乳製品	I	調味料	J	その他

※以下の欄は記入しないでください。

※受付欄	受付日	年 月 日	受付番号	
	変更受付日	年 月 日	内容	
	変更受付日	年 月 日	内容	

様式2

申請者の 商号又は名称	
----------------	--

登録区分及び営業許可一覧表

◆登録品目

希望する品目に○を記入すること

区分	分類	希望品目	区分	分類	希望品目	区分	分類	希望品目
A 果物類 野菜	1	野菜	F 乾物・穀物類	1	小麦粉	H 乳製品	1	牛乳
	2	果物(一般)		2	澱粉		2	チーズ
	3	果物(実栗産)		3	スパゲッティ		3	ヨーグルト
	その他	()		4	マカロニ		4	バター
		5		春雨	その他		()	
B 魚介類	1	鮮魚		6	米	I 調味料	1	醤油
	2	干物		7	大豆		2	味噌
	その他	()		8	小豆		3	ソース
C 精肉・卵	1	牛肉		9	ごま		4	砂糖
	2	豚肉		その他	()		5	食塩
	3	鶏肉	G 加工食品	1	冷凍食品(野菜)		6	酢
	4	猪肉		2	冷凍食品(魚介)		7	食用油
	5	鹿肉		3	冷凍うどん		8	香辛料
	6	加工肉		4	中華そば		9	マヨネーズ
	7	卵		5	こんにやく		その他	()
	その他	()		6	たけのこ水煮	J その他	1	ヤクルト
D 大豆製品	1	豆腐		7	山菜水煮		2	茶葉
	2	油揚げ		8	缶詰		その他	()
	3	厚揚げ		9	パン			()
	その他	()		10	ジャム			()
E 海藻類 きのこ	1	きのこ	その他	()	()			
	2	海藻			()			
	その他	()			()			

◆営業に関する許可一覧表

食品衛生法に基づく許可について取得状況を記入してください。

区分	許可等の名称	許可等番号	許可等年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※許認可等がある場合は、許認可証(写し)を添付してください。

※許認可等については、別紙「許認可例示一覧表」を参照のこと。

許認可例示一覧表

◆ 食品衛生法に基づく営業許可の例示

品目・業種等	許可の名称	品目・業種等	許可の名称
【販売】		【製造】	
料理店、仕出し屋、弁当屋	飲食店営業	味噌の製造	みそ製造業
ジュース等のコップ式自動販売機	喫茶店営業	醤油の製造	醤油製造業
牛乳、乳飲料	乳類販売業	果実ソース、ケチャップ等の製造	ソース類製造業
肉類(牛、馬、豚、猪、鹿、鶏)	食肉販売業	酒の製造(仕込みから搾り)	酒類製造業
鮮魚貝類、鯨肉	魚介類販売業	豆腐及び原料から油揚げを製造	豆腐製造業
氷の仕入れ販売	冰雪販売業	糸引納豆、塩辛納豆の製造	納豆製造業
【製造】		生めん、ゆでめん、乾めん等の製造	めん類製造業
パン、ケーキの製造	菓子製造業	煮物、焼き物、揚げ物等の副食物製造	そうざい製造業
アイスクリーム、アイスシャーベット等の製造	アイスクリーム類製造業	保存目的で食品を缶・瓶詰め	缶詰又は瓶詰食品製造業
バター、チーズ等の乳製品製造	乳製品製造業	食品衛生法で規定された添加物製造	添加物製造業
ハム、ソーセージ等の製造	食肉製品製造業	【処理】	
魚肉ハム、ソーセージ等の製造	魚肉ねり製品製造業	牛乳、加工乳の処理・製造	乳処理業
ジュース、コーヒー等清涼飲料水の製造	清涼飲料水製造業	牛乳の集荷・保存	集乳業
乳酸菌等による発酵飲料	乳酸菌飲料製造業	猪、鹿などの解体処理	食肉処理業
氷の製造	冰雪製造業	解体された鳥獣肉の細切り処理	食肉処理業
食用油脂の製造	食用油脂製造業	魚介類の冷凍・冷蔵、冷凍食品製造	食品の冷凍又は冷蔵業
マーガリン又はショートニングの製造	マーガリン又はショートニング製造業	馬鈴薯の発芽防止加工	食品の放射線照射業

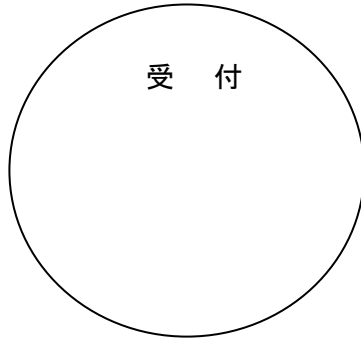
宍粟市入札参加資格審査申請書受付票
【市内:物品(食材)】

有効期間 : 受付日 から 令和7年3月31日 まで

申 請 者	
所在地又は住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	

※申請者欄は申請者においてあらかじめご記入ください。
※受付後の審査で補正指示を行う場合があります。

あなたから申請のありました入札参加資格審査申請書を受付けました。



宍粟市 総務部 財務課 (TEL0790-63-3125 ダイヤルイン)

宍粟市入札参加資格審査申請書 変更届

令和 年 月 日

宍粟市長 様

申請者
(受任者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

登録業種	【市内:物品(食材)】
------	-------------

1. 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

2. 変更事項にかかる添付書類名

※記載要領

- ・申請事項に変更があった場合に提出すること。
- ・変更に伴い必要になる書類を添付して提出すること。
- ・代表者や本店所在地の変更など登記事項に変更が生じた場合は履歴事項全部証明書(写し可)および申請書(様式1)を提出すること。
- ・受任者登録事項の変更の場合は申請書(様式1)も提出すること。